

北相木村住宅リフォーム助成事業について

この事業は、村民の居住環境の向上を図ると共に、村内経済の活性化に資することを目的として、村民の方が現在住んでいる個人住宅のリフォーム工事を行う場合に、その工事に要する経費の一部を村が補助するものです。

◆対象工事期間 年度内に工事着手から、工事が完了するもの

(例)

当年4月1日から翌年3月31日

◆補助金額

対象工事費用の総額（消費税を含まない）が10万円以上になる場合、工事に要する経費の25%の金額を補助金額とし、100円未満は切捨てます。ただし、25万円を上限とします。

工事金額（消費税を含まない）	補助金額
1円～99,999円	対象外
100,000円以上	×25%の金額(100円未満切捨て)
1,000,000円超	一律250,000円

(例)

工事金額 850,000 × 25% = 215,500円

補助金額 = 215,000円

工事金額 1,010,000 × 25% = 252,500円

補助金額 = 250,000円

◆助成対象工事

個人住宅の機能を向上させるために行う修繕、補修、増築、改築、模様替え、設備改善などの住宅リフォーム工事です。詳しくは＜別表1＞の助成工事内容例をご覧ください。ただし、村の他の補助を受けた部分は対象外です。また、同じ住宅でこの事業の補助を受ける場合は、過去に補助を受けた日から3年の経過を必要とします。

(例)

今回 令和6年7月1日交付確定

次回 令和9年7月1日以降申請

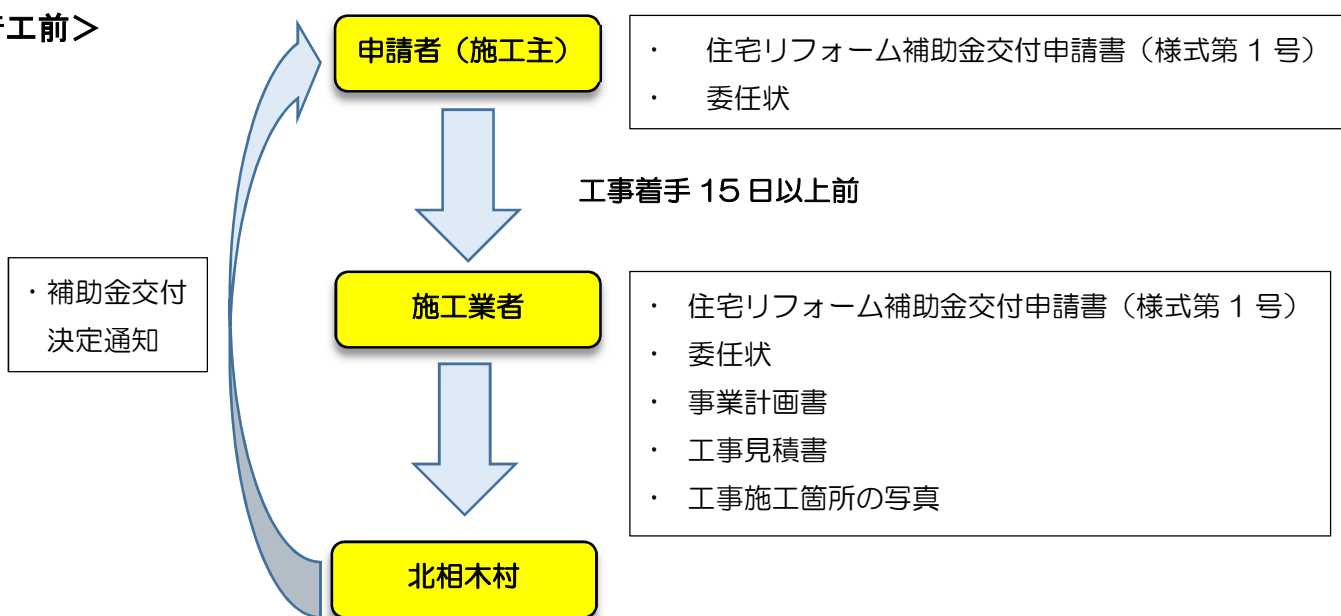
◆申込者の資格

- ①北相木村の住民基本台帳に登録されている者
- ②申請者がリフォーム工事を行う個人住宅（借家含む）に居住している者
- ③申請時に申請者及び同一世帯者全員が村税等の滞納がない者

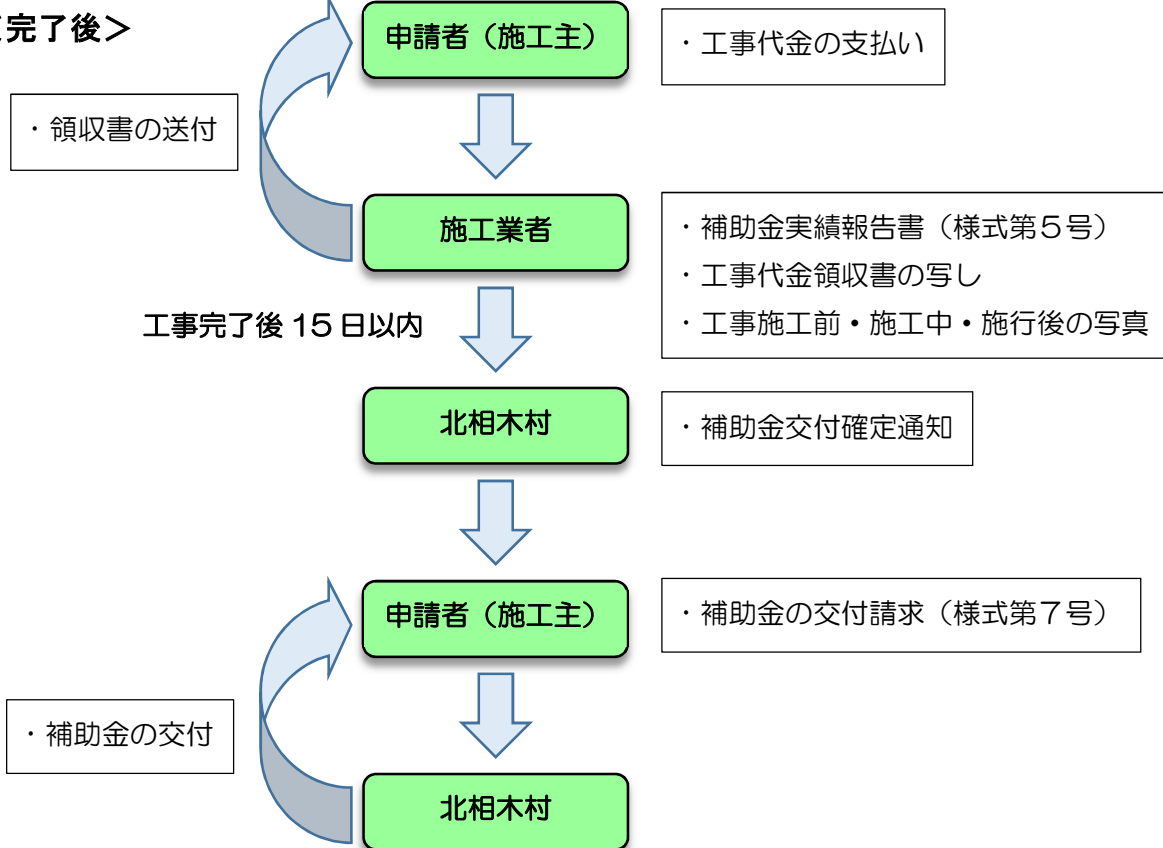
◆**申込み手続き** 補助金を受けるには、リフォーム工事に着手する概ね 15 日前までに申請者または施工業者による申し込みの手続きが必要となります。着工後の申し込みは助成の対象となりません。

◆**補助金交付までの流れ** ◎下記の流れは申請書提出などの手続きを施工業者が行う場合の例です。

<着工前>



<完了後>



〈別表1〉（助成工事内容例）

○対象 △条例により対象 ×対象外

	工種		特記事項		工種		特記事項
1	屋根のふき替え・塗装・外壁の補修、塗装	○		14	住居内の給排水施設工事	○	
2	内壁の補修・塗替え、壁紙張替え	○		15	電化製品のみ取り付け工事	△	製品購入費は対象外工事費のみ可
3	床又は天井の補修・張替え	○		16	耐震補強工事	△	他補助制度の対象外部分のみ可
4	玄関等出入口の補修付替え	○		17	バリアフリー工事	△	他補助制度の対象外部分のみ可
5	間取り替え	○		18	室内カーテンの取換え	×	購入が主である為対象外
6	台所、風呂、トイレ等改良工事	○		19	防犯用ライト等の取付け	×	購入が主である為対象外
7	防音、断熱工事	○		20	水道等の屋外つなぎ込み工事	×	リフォームでない為対象外
8	ガラス（サッシ）取換え	○		21	住宅の取り壊し（全部・一部）工事	×	リフォームでない為対象外
9	畳の取換え・表替え	○		22	電話（インターネット）の配線工事	×	リフォームでない為対象外
10	建具の取換え	○		23	住宅と別棟の倉庫車庫、物置の工事費	×	住宅本体以外は対象外
11	住宅のバルコニー等の設置	○		24	造園、門扉、ブロック堀等の外構工事	×	住宅ではないので対象外
12	居室の増築工事	○		25	個人住宅の建物と同一棟でない部分の工事費	×	住宅本体以外は対象外
13	住居内の電気設備工事	○					